

# 山梨県公報

号外第二十二号の二

平成二十七年

三月三十一日

火曜日

## 目次

### 規則

○山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二十七号

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

**第一条** 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第百五十七号様式」を「第百六十号様式」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第八項中「第十二条の五第三項」を「第十二条の五第二項」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第七項の次に次の三項を加える。

8 条例附則第十条の二第五項において準用する条例第五十八条第五項に規定する規則で定める様式は、宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額申告書(第百五十七号様式)とする。

9 条例附則第十条の二第五項において準用する条例第六十条第二項に規定する規則で定める様式は、宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書(第百五十八号様式)とする。

10 条例附則第十条の二第五項において準用する条例第六十二条第二項に規定する規則で定める様式は、宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書(第百五十九号様式)とする。

第百五十七号様式中「(附則第9項図表)」を「(附則第12項図表)」に改め、

同様式を第百六十号様式とする。  
第百五十六号様式の次に次の三様式を加える。

宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する  
不動産取得税の減額申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例附則第10条の2第4項の規定による減額を受けたいので、次のとおり申告します。

改修工事対象住宅	所在		家屋番号	
	構造		延床面積	m <sup>2</sup>
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円
	取得年月日		年 月 日	
	建築年月日		年 月 日	
	改修工事完了年月日		年 月 日	
課税年度	年度	通知書番号		
税額	円	減額を受けようとする額		円

宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する  
不動産取得税の徴収猶予申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例附則第10条の2第4項の規定による減額及び同条第5項において準用する同条例第60条第1項の規定による徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

改修工事対象住宅	所在		家屋番号	
	構造		延床面積	m <sup>2</sup>
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円
	取得年月日		年 月 日	
	建築年月日		年 月 日	
	改修工事完了予定年月日		年 月 日	
備考				

宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する  
不動産取得税の還付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例附則第10条の2第5項において準用する同条例第62条第1項の規定による還付を受けたいので、次のとおり申請します。

改修工事対象住宅	所在		家屋番号	
	構造		延床面積	m <sup>2</sup>
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円
	取得年月日		年 月 日	
	建築年月日		年 月 日	
	改修工事完了年月日		年 月 日	
課税年度	年度	通知書番号		
既に納付した税額	円	納付年月日	年 月 日	
減額後の税額	円	還付を受けようとする額		円

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

**第二条** 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表税務課の部二の款6の項中「第十二条の五第三項」を「第十二条の五第二項」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の山梨県税条例施行規則第百五十七号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番